

より子育てしやすい羽村を目指して

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まります

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートする予定です。

新制度の主なポイント

- ◆ 幼児期の質の高い教育・保育を総合的に提供します
幼稚園と保育園の良さを併せ持つ「認定こども園」について、これまで複雑だった設置手続の簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及を進めます。
- ◆ 地域の子ども・子育て支援を一層充実させます
すべての家庭を対象に、一時預かりや親子が交流・相談できる場など、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。
- ◆ 地域の保育を支援します
認定こども園・幼稚園・保育園のほか、少人数単位で待機児童の多い3歳未満児を保育する、家庭的保育(保育ママ)や小規模保育などの地域型保育を創設し、財政支援(子ども・子育て支援給付)を行い、身近な地域での保育の場を提供します。

子ども・子育て支援給付

新制度における子ども・子育て支援給付として、幼児期の教育・保育施設を対象とする「施設型給付」と地域型保育事業を対象とする「地域型保育給付」が創設されました。



◆ 施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育園を通じた給付

◆ 地域型保育給付

家庭的保育(保育ママ)・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を通じた給付

◆ 児童手当

保護者への現金給付

※「施設型給付」と「地域型保育給付」は、確実に幼児期の学校教育・保育などに要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、市から施設などに直接支払う仕組み(法定代理受領)となります。
地域子ども・子育て支援事業

新制度では、幼児期の教育・保育施設などを利用する家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭を対象として、家庭で子育てをする保護者も利用できる一時預かりなど、地域の実情に応じてさまざまな子育て支援を充実していきます。

◆ 事業の例

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポート・センター事業、子育て短期支援事業(乳幼児シヨートステイ事業)、延長保育事業、病児・病後児保育事業、学童クラブ事業、妊婦健診 など

問合せ 子育て支援課子ども・子育て支援事業計画担当 ④ 238

6月のテレビはむら



「テレビはむら」は、多摩ケーブルネットワーク「TCN」デジタル放送 055 チャンネルで、毎週木曜日から水曜日までの1週間単位で放映しています。

■ 放映時間 (30分) ■

①午前9時～②午後5時～③午後9時～

※毎週土曜日に限り、「TCN」デジタル放送 101 チャンネルで放送を行っています。(①午後1時30分～②午後5時～③午後9時～)

※最近の番組は、市公式サイトで動画配信しています。

問合せ 広報広聴課広報係④ 505

トピック 羽村のシンボル一本杉が生まれ変わりました

長年、地域のシンボルとして愛されてきた一本杉。昨年の9月、倒木の危険があったことから、惜しまれつつもその役割を終えました。伐採された一本杉は、いろいろな方の手によって新たに作品として生まれ変わりました。果たしてどんな姿になったのでしょうか。



トピック 第3回多摩げた食の祭典 大多摩B級グルメ

今年は、会場を青梅市役所庁舎西側駐車場に変え、装いも新たに大多摩B級グルメが開催されました。羽村市からは、ハムライスバーガー・ハムライスコロッケ・まいまいずポテトがエントリー。多くの人でにぎわう会場の様子をお伝えします。

固定資産税の申告・減額措置など

申告先・問合せ 課税課資産税係 ①57

調査・届出・申告が必要ですよ

家屋調査

平成26年中に新築・増築をした家屋の調査を行います。

この調査は、家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。該当する方は都合のいい日をお知らせください。

※通常の住宅のほかに、車庫やサンルームなども課税の対象となる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。



取り壊し家屋（建物）の届け出

平成26年中に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その家屋が未登記のときは、取り壊しの届け出をしてください。登記されている家屋のときは、東京法務局西多摩支局（登記所）で滅失の登記をしてください。

取り壊しの届け出または滅失の登記をしないと、平成27年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成26年中に次に該当する方は、固定資産税住宅用地等申請書を提出してください。

- 住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した
- 住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった
- 住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した
- 住宅を事業用家屋に用途変更した

申請用紙のダウンロード

「家屋取壊し申告書」「固定資産税住宅用地等申告書」のほか、税に関する各種申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。ぜひ、利用してください。

減額措置を紹介します

いずれも、工事完了後3か月以内に必要書類を添えて申告してください。

省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅（貸家を除く）で、平成20年4月1日～平成28年3月31日に、一定の省エネ改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。

バリアフリー改修

平成19年1月1日以前に建てられた、高齢の方・障害のある方などが居住する住宅（貸家を除く）で、平成19年4月1日～平成28年3月31日に、一定のバリアフリー改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。



住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日～平成27年12月31日に、建築基準法に基づく現行の建築基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるように耐震改修工事を施工した場合、家屋の固定資産税を一定期間減額します。

詳しい減額範囲や要件、申告方法は、問い合わせてください。